



野村證券がアートスパークホールディングス<3663>株式の大量保有 報告書を提出



東証2部のアートスパークホールディングス<3663>について、野村證券が3月14日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「証券業務に係る商品在庫、及び累積投資業務の運営目的として保有している。」によるもの。

報告書によると、野村證券のアートスパークホールディングス株式保有比率は、17.24%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年3月8日。